

令和7年12月19日

焼津市長 中野 弘道 様

焼津市水道事業審議会
会長 佐藤和美

焼津市水道事業審議会答申書（案）

- 諮詢事項
- 1 水道ビジョン・経営戦略2020の推進について
 - 2 経営基盤の強化について
 - (1)適切な水道料金の在り方
 - (2)交付金等新たな財源の確保

令和7年7月1日に諮詢のあった上記の諮詢事項について、4回の審議会を開催し、慎重に審議を進め結論を得ましたので、別紙のとおり答申いたします。

答 申 書

水道事業を取り巻く環境は、水需要の低下による給水収益の減少、高度経済成長期に整備した水道施設の更新需要の増大、計画的な耐震化の推進、物価高騰などによる事業運営に係る費用の増加等、水道事業を厳しい経営状況に追い込んでいる。

これらの課題に対応するため、『おいしい水を 未来へつなぐ やいづの水道』を理想に掲げた、「水道ビジョン・経営戦略2020」が策定されている。本経営戦略が示すとおり、焼津市の水道を安定的に市民に提供していくためには、これまで以上の経営努力とともに、収益の確保が重要である。

当審議会では、こうした現状を踏まえ、水道ビジョン・経営戦略の進捗状況の確認、今後の料金体系を含めた財源の確保について慎重に議論を重ね、次のとおり意見が集約されたのでここに答申する。

1 水道ビジョン・経営戦略の推進

令和6年度における進捗状況は、概ね計画通り事業が行われていることを確認した。

ただし、配水した水量のうち、実際に使用された水量の割合を示す有効率が、令和5年度 92.8%から令和6年度 92.0%に減少している。有効率を高めることにより、水の製造に係るコストを削減できることから、効率的な経営を目指す上で、引き続き有効率の向上への取り組みを強化し、その取り組みについて市民に周知を図られたい。

2 経営基盤の強化

(1) 適切な水道料金の在り方

水道料金は、能率的な経営のもとに、適切な費用に見合ったものであり、健全な経営を確保することができる公正妥当なものであるとともに、公営企業の経済性を発揮し、将来にわたり安定的かつ持続可能な経営を行うことができる適切な料金とするために定期的に料金体系を見直す必要がある。

ア 料金改定の必要性について

令和6年度に経営戦略の中間見直しを行ったところ、国が示す基幹管路の耐震適合率の目標を達成する現在の投資計画を堅持するためには、現行の水道料金体系では、令和8年度に赤字となる試算結果となった。

このため、料金算定期間内において、健全な事業運営を継続するために、料金改定が必要と判断した。

イ 算定期間について

料金算定期間は、国土交通省からの通知などにある「3年から5年を基準に設定することが妥当である」を参考とした上で、近年の急激な社会・経済情勢の変動や物価高騰も配慮し、料金算定期間を令和8年度から令和11年度までの4年間とした。

ウ 料金改定率について

計画的な施設更新・耐震化を進め、安心安全な水道水の安定した供給を持続するための経営基盤の強化には、平均改定率を+30.0%とすることが適切との結論に至った。

エ 料金体系について

基本水量を設けた現行どおりの料金体系は維持し、基本料金への配分強化を図るために、基本料金を県内平均程度とし、給水収益に占める基本料金と従量料金の構成比を38：62(現行 35：65)とする。また、少量の使用区分の従量料金については、小口需要者に最大限の配慮を行うことが望ましい。

カ 料金改定時期について

令和8年度が妥当であると考えるが、広報等による市民への十分な周知期間を設けることを要望する。

(2) 交付金等新たな財源の確保

能登半島地震での水道施設の被害状況等を踏まえて、国では上下水道一体の耐震化を推奨している。老朽化したインフラの更新は全国的な課題となっていることから、国の動向を注視し、補助金等の投資財源確保に努められたい。

3 附帯意見

ア 一般会計からの繰入について

水需要の減少は市民の節水意識の向上も寄与していると考えられる。水道の利用者は主に市内に居住する市民であるため、一般会計から補助金等を繰り入れることで改定率を抑えることができないか検討することを要望する。

イ 基幹管路の耐震化について

国が示す目標である令和10年末までに、基幹管路の耐震適合率が60%以上を達成するために、耐震化事業を着実に進めるよう要望する。

ウ 料金体系の定期的・計画的な見直しについて

これまで20年以上に渡り、経営努力にて料金改定を行わずに事業を運営してきた。しかし、長期に渡り料金の改定を行わないことで、高い改定率が必要となったことから、今後は算定期間である4年おきに料金の見直しを行い、計画的かつ持続可能な水道事業運営に努められたい。

エ 広報活動の充実について

料金改定にあたっては、市民の理解が不可欠であるため、その必要性や改定時期・内容について、わかりやすく周知するよう要望する。

【焼津市水道料金改定 案】

改定案

1月あたり税抜

口径 Mm	基本水量 m ³	基本料金 円	従量料金			
			0~10 円/m ³	11~30 円/m ³	31~50 円/m ³	51~ 円/m ³
13	10	940	-	118	136	172
20	10	1,353	-	118	136	172
25	10	1,603	-	118	136	172
30	-	2,210	136	136	136	172
40	-	3,920	136	136	136	172
50	-	8,835	136	136	136	172
75	-	19,320	136	136	136	172
100	-	39,470	136	136	136	172
150	-	112,610	136	136	136	172
300	-	695,520	136	136	136	172

改定前

1月あたり税抜

口径 Mm	基本水量 m ³	基本料金 円	従量料金			
			0~10 円/m ³	11~30 円/m ³	31~50 円/m ³	51~ 円/m ³
13	10	680	-	94	108	136
20	10	980	-	94	108	136
25	10	1,160	-	94	108	136
30	-	1,600	108	108	108	136
40	-	2,840	108	108	108	136
50	-	6,400	108	108	108	136
75	-	14,000	108	108	108	136
100	-	28,600	108	108	108	136
150	-	81,600	108	108	108	136
300	-	504,000	108	108	108	136

焼津市水道事業審議会委員名簿

	氏名	区分	肩書
1	佐藤 和美	学識経験者	静岡産業大学 名誉教授
2	北川 雅己	学識経験者	榛南水道用水供給事業
3	村松 文次	公共的団体の推薦	焼津商工会議所 専務理事
4	小林 勇貴	公共的団体の推薦	焼津青年会議所 副理事長
5	齋藤 智美	公共的団体の推薦	大井川商工会 会員
6	大塚 由紀子	公共的団体の推薦	焼津市健康づくり食生活 推進協議会 理事
7	望月 康男	水道使用者代表	焼津第6自治会長
8	小川 邦夫	水道使用者代表	つつじ平自治会長
9	加藤 義則	水道使用者代表	焼津ホテル旅館組合 組合長
10	白鳥 裕幸	水道使用者代表	サッポロビール株式会社 静岡工場 エンジニアリング部長
11	須方 正和	水道使用者代表	焼津魚仲水産加工業協同組合 事務局長

(敬称略)